

# 県内中小企業等における「人材育成・職場環境改善リーダー」の確保又は育成に要する経費を支援します！

## 人材育成・職場環境改善リーダー確保事業のご案内

本事業は、県内の中堅・中小企業が、人材の確保、定着に向けた企業内の意識改革や職場の環境改善等の取組みを進めていくうえで、その中核となる人材（以下「人材育成・職場環境改善リーダー」という）を正規雇用又は企業内において育成することを支援し、良質な雇用確保（※良質な雇用の定義：裏面）と職場定着を実現することを目的に実施するものです。

### 事業内容

- (ア) 中核人材確保コース  
人材育成・職場環境改善リーダーの確保を支援
- (イ) 中核人材育成コース  
将来の人材育成・職場環境改善リーダーの育成を支援
- ※育成とは、OJT（職場で実務を行いながら行う研修等）及びOFF-JT（職場外での研修等）とし、研修時間は、10時間×補助期間の月数以上（小規模企業者においては5時間×補助期間の月数以上）とします。
- ※いずれも、新規学卒者及び外国人留学生等は対象外となります。

### 対象企業

- ①富山県内に事業所を有する中小企業  
②富山県内に事業所を有する直近の年度の売上高が500億円以下の中堅企業  
(中核人材確保コースのみとなります)

### 対象業種

ものりづくり分野（製造業）及び人手不足分野（建設業、運輸業・郵便業、宿泊業、飲食サービス業、卸売業・小売業、医療・福祉）

※対象業種の詳細は、裏面をご覧ください。

### 対象経費

- (ア) 中核人材確保コース  
人材育成・職場環境改善リーダーの新規正社員雇用に必要な人件費（給与、社会保険料等の事業主負担分）
- (イ) 中核人材育成コース
- ①人材育成・職場環境改善リーダーの育成期間中に必要な当該人材の人件費（給与、社会保険料等の事業主負担分）
- ②研修費用（上記リーダーを指導する従業員の人件費を含む。）
- ※国の人材開発支援助成金の「一般訓練コース」の利用を前提条件とし、1人当たりの訓練等回数が4回目以降の研修費用及び補助期間中の人件費を助成します。
- ※②の研修費用は補助対象経費総額の1/3以下とします。

### 補助率

中小企業：補助対象経費の80% 中堅企業：補助対象経費の50%

※本事業により雇用した者を下記の補助対象期間終了後、事業主都合により継続雇用しなかった場合、補助率を80%から40%（50%から25%）にします。

### 補助限度額

- (ア) 中核人材確保コース 1事業者あたり150万円  
(イ) 中核人材育成コース 1事業者あたり月額25万円

### 対象予定者数

- (ア) 中核人材確保コース 25人程度 } 1事業者あたり1人まで  
(イ) 中核人材育成コース 35人程度 }

### 補助対象期間

新規雇用又は育成開始した日から起算して6か月

※令和2年9月1日以降雇用又は育成開始した場合、補助対象期間は、雇用又は育成開始の日から令和3年2月28日までとなります。

当事業の詳細は  
下記までお問い合わせ下さい

### お問合せ先

富山県人材活躍推進センター  
地域活性化雇用創造プロジェクト担当 人材確保育成コーディネーター  
〒930-0805 富山市湊入船町9番1号とやま自遊館2階  
電話 076-411-9169 FAX 076-482-3421  
URL <https://job-suishin.jp/>

## 良質な雇用の定義

- ① 補助対象期間中の労働時間数が1か月当たり163時間以下
- ② 補助対象期間中の出勤日数が1か月当たり19日以下
- ③ 補助対象期間中の所定内給与額が1か月当たり232千円以上
- ④ 上記の条件が補助対象期間終了後も継続

## 対象業種一覧（日本標準産業分類中分類）

### ①成長産業分野

#### (ア) 医薬・バイオ分野、医薬工連携分野、ヘルスケア分野

指定主要業種：化学工業（16）、業務用機械器具製造業（27）

指定関連業種：繊維工業（11）、パルプ・紙・紙加工品製造業（14）、印刷・同関連業（15）、プラスチック製品製造業（18）、非鉄金属製造業（23）、金属製品製造業（24）、はん用機械器具製造業（25）、生産用機械器具製造業（26）、電気機械器具製造業（29）、情報通信機械器具製造業（30）、通信業（37）、情報サービス業（39）、インターネット付随サービス業（40）、映像・音声・文字情報制作業（41）、専門サービス業（他に分類されないもの）（72）、広告業（73）、技術サービス業（74）

#### (イ) 次世代自動車分野、航空機分野、ロボット分野、環境エネルギー分野

指定主要業種：非鉄金属製造業（23）、金属製品製造業（24）

指定関連業種：繊維工業（11）、木材・木製品製造業（12）、パルプ・紙・紙加工品製造業（14）、プラスチック製品製造業（18）、ゴム製品製造業（19）、鉄鋼業（22）、はん用機械器具製造業（25）、生産用機械器具製造業（26）、業務用機械器具製造業（27）、電子部品・デバイス・電子回路製造業（28）、電気機械器具製造業（29）、情報通信機械器具製造業（30）、輸送用機械器具製造業（31）、通信業（37）、情報サービス業（39）、インターネット付随サービス業（40）、映像・音声・文字情報制作業（41）、専門サービス業（他に分類されないもの）（72）、広告業（73）、技術サービス業（74）

### ②人手不足分野

#### (ア) 建設業

指定主要業種：建設業全般

指定関連業種：石油製品・石炭製品製造業（17）、プラスチック製品製造業（18）、ゴム製品製造業（19）、窯業・土石製品製造業（21）、鉄鋼業（22）、非鉄金属製造業（23）、非鉄金属製品製造業（24）、はん用機械器具製造業（25）、生産用機械器具製造業（26）、業務用機械器具製造業（27）、電子部品・デバイス・電子回路製造業（28）、電気機械器具製造業（29）、情報通信機械器具製造業（30）、輸送用機械器具製造業（31）、通信業（37）、情報サービス業（39）、インターネット付随サービス業（40）

#### (イ) 運輸業・郵便業

指定主要業種：鉄道業（42）、道路旅客運送業（43）、道路貨物運送業（44）、水運業（45）、航空運輸業（46）、倉庫業（47）、運輸に付帯するサービス業（48）

指定関連業種：情報通信機械器具製造業（30）、輸送用機械器具製造業（31）、通信業（37）、情報サービス業（39）、インターネット付随サービス業（40）

#### (ウ) 宿泊業・飲食サービス業

指定主要業種：宿泊業・飲食サービス業全般

指定関連業種：通信業（37）、情報サービス業（39）、インターネット付随サービス業（40）、映像・音声・文字情報制作業（41）、広告業（73）、その他の生活関連サービス業（79）

#### (エ) 卸売業・小売業

指定主要業種：卸売業・小売業全般

指定関連業種：印刷・同関連業（15）、通信業（37）、情報サービス業（39）、インターネット付随サービス業（40）、広告業（73）

#### (オ) 医療・福祉

指定主要業種：社会保険・社会福祉・介護事業（85）

指定関連業種：化学工業（16）、生産用機械器具製造業（26）、業務用機械器具製造業（27）、電気機械器具製造業（29）、輸送用機械器具製造業（31）、通信業（37）、情報サービス業（39）、インターネット付随サービス業（40）、道路旅客運送業（43）、洗濯・理容・美容・浴場業（78）、その他の生活関連サービス業（79）